

公民館の運営形態の見直しについての提案

公民館運営審議会第18期で検討されたことをふまえて、第19期での審議、検討の趣意を提案させていただきます。

1. 市民の文化的活動の拠点として、今まで培ってきた市民との協働のスタイルを継承する。
2. 多様化する市民ニーズにこたえるため、現在の公民館の位置づけを「市民の方が広く生涯学習活動の場」とすべく、「(仮称)生涯学習センター」へと発展させていく。
3. ホール施設や講座実施等の運営方法の改善。

はじめに

公民館運営審議会では、第13期以降、公民館のあり方、利用の緩和、運営形態の見直し等大きな課題に対して検討を行い、検討の結果を運営、管理、事業等に反映してきました。

具体的には、平成16年第13期から平成25年第16期の委員さんと公民館職員等で、公民館を「もっと良くするために」というテーマのもと、公民館の課題、問題点、今後の方向性等を調査、検討してきました。

平成25年第17期、平成27年18期の中では、「公民館の課題」というテーマで検討が始まりました。

また、公民館運営審議会のご意見を基に、平成24年度、25年度に、施設の利用緩和を図ってきました。これは、利用率の向上という観点もありますし、開館以来、「集会室はこういう利用団体でなければ使用できない」という不便性の解消を行ってきました。

中央公民館では、現在、料理教室で、学習活動をおこなったり、展示室で会議、コンサートを開催したりと、施設の有効利用を図ってきています。

地区公民館においても、施設の利用の緩和を図ってきています。

【1】課題

1. 公民館の運営形態の見直し

東村山市としては、公民館に限らず、全庁的に「行政改革」に努めています。これは、地方行政として担うべき業務を精査することが主旨であり、公民館としては、施設の適正な管理、運営を検討する。ということになります。

基本的には、東村山市の生涯学習の充実をどのように進めるのかということが課題と考えております。その中で、現状の公民館について、多方面から検討し、社会のニーズに合った施設の運営、管理へと移行する道筋をつけていく事になります。

検討する方策としましては、行政としての施設の位置づけ、法的根拠、施設の運営、管理、講座等の事業の5つの分野に分けた検討と考えております。

1-1 施設の位置づけ

公民館は、多くの市民の皆さまの生涯学習の場として、中心的役割を担う重要な拠点であり、また、様々な芸術・伝統文化、社会教育に関する団体や教養グループ、趣味サークルなどが自主活動しやすい環境の場を提供できるよう、多様化する市民ニーズに対応した事業展開ならびに施設利用が出来るように努める事を基本的な位置づけと考えております。

現在、東村山市の公民館は、社会教育法に基づいた社会教育施設として位置付けていますが、公民館を利用したいという市民の皆さまからは、もっと自由な形態で、具体的には、個人や少人数での利用や休館日なしの365日の利用とか、軽スポーツの利用、今までにない団体の利用とか多彩な要望が出されています。そのような要望にこたえる意味でも、生涯学習という広い概念での捉え方への移行もあるかと考えます。

1-2 法的根拠の移行

現在、公民館の運営、管理に当たりましては、社会教育法を根拠例規としています。保育園であれば、児童福祉法であったり、障害者施設であればそれに準拠した法によります。このように、東村山市の公共施設は、何らかの法的根拠に基づいています。

生涯学習施設という位置づけとなりますと、地方自治法が根拠法令になります。施設の位置づけにより、根拠法令も変わってきます。

1-3 施設の運営

東村山市の公民館は、「教育」という分野の中に位置づけられ、「教育委員会」「教育部公民館」という組織の中で運営されています。

他自治体においては、「教育」という分野から切り離され、「貸し出し施設」「市民利用施設」という形態になっているところもあります。

この間の検討内容では、「教育」という範疇の中での運営とされているかと思えます。

1-4 施設の管理

中央公民館を始め地区館の建物管理、法令に基づく点検業務等は、総合的に、中央公民館が民間業者と委託契約を結び、管理しております。

公民館は、ホールという特別な設備を有しているという特徴があります。

1-5 講座等事業

公民館の市民講座を始め各事業は、事業係と講座ボランティアの皆さんが中心になり、企画運営を行っています。これは、公民館開館当時からの「企画員制度」を引継ぎ、市民の皆さんと協働して、講座、事業を実施する流れでもあります。

【2】施設の課題

1. 社会のニーズに合った施設

中央公民館・地区公民館は、築20年から35年を経過した施設です。建築当時は、市民の要望などを取り入れた最新の施設でしたが、利用団体の多様化により、現在の施設では対応しきれない活動団体もあります。また、個人や少人数での利用希望がある一方、50人、60人という人数での利用要望があります。また、利用目的も多様化してきていますので、総合的な複合施設への要望が寄せられています。

一方利用実態を鑑みますと、地区公民館と中央の異なる施設の特徴もあるかとあります。

2. 利用実績の向上

公民館としては、実施事業の充実を図り、利用率・利用人数の向上が、大きな課題の一つとなっています。

中央公民館、富士見公民館という面積が大きく年間利用人数が多い施設と、萩山公民館、秋津公民館、廻田公民館という面積が狭く、利用人数が少ない施設もあります。

全体的には、午前、午後1の利用が高く、午後2の利用が少ないという実態もあります。

利用団体の利用という考え方だけでなく、主催事業、民間活力を導入した事業の実施により、利用率の向上を検討する必要があると考えます。

その反面、利用希望が多くなるということは、1つの団体の利用回数が減少するという問題も生じます。このことは、従来利用している団体にとっては、定期的、継続的な活動に影響が発生する懸念もあります。

3. 老朽化した施設の更新

記述しましたとおり、中央公民館、地区公民館共に施設改修の課題があります。

特に、中央公民館では雨漏り、外壁補修がありますし、富士見公民館、萩山公民館でも、雨漏り、外壁補修が大きな問題になっています。

4. 老朽化した設備の更新

中央公民館は、耐震化工事に伴い、空調設備、トイレ、エレベータなどを改修しましたが、地区公民館では、4館ともに設備面の改修が問題となっています。

また、ホール設備（吊物・音響・照明）についても、中央公民館、秋津公民館の音響、照明、富士見公民館の音響、照明、吊物、座席、廻田公民館の音響などの更新が大きな問題となります。

【3】現状の検討

このような状況にあるということをご理解いただき、これからの公民館として果たすべき役割と課題を整理し、現実的な対応の方向性を審議していただければと思います。また、東村山市の公民館は、市民との協働の取り組みを通し、自由で楽しい交流の場の提供や地域課題、社会活動に目を向けた「講座」の開催などを行ってきた経過があります。その上で、教育機関としての公民館、生涯学習施設として地域的なつながりやコミュニティを大切にし、公民館事業のさらなる発展が求められています。

これらを踏まえて

- ①市民がより参加しやすい講座やテーマ、講座を支えるサポート体制
 - ②公民館利用団体の育成とサポート
 - ③市民文化の育成とより一層の発展を目指す取り組み
- を審議、検討していただきました。

課題 1「市民がより参加しやすい講座やテーマ、講座を支えるサポート体制」について。

【市民アンケート調査（Q3）について】

- ・公民館がどのような施設なのかを知らないという回答が多かった。講座についての問題以前に、公民館は社会教育の施設であると知らなければ公民館を公民館らしく市民が利用できないのではないか。

- ・公民館がどのような施設か知らないという回答が多いのは、「公民館へ行ったことがないのでよくわからない」という人と「公民館が社会教育施設だということを知らない」人が混ざっているからではないか。

- ・公民館は単なる貸館ではなく、市民を旺盛にサポートするための施設であることをもっとアピールすべき。

- ・この設問は公民館を利用したことがない方に対しての問いであるため、全体としては思ったよりは知られているし、予想より遙かによいと肯定的に捉えている。

- ・この Q3 の項目に今後の課題が多く含まれている。

- ・参加してみたい講座や活動がないというのはとても大きな問題だ。広く意見を求め、公民館に来ていただけるように考える必要がある。

- ・回答者の年齢層を見ると偏りが見られる。より広い世代からの声を反映できるアンケート方法を考えていくべきだ。

【「市民がより参加しやすい講座やテーマ、講座を支えるサポート体制」に対し具体的な意見はあるか。】

- ・ほとんどの講座で定員を超えているが、若い世代等のニーズに答えられていない。

- ・企画員制度は、まだ続いているのか。

（公民館：企画員制度を受け継いで現在講座ボランティア制度を設けている。全体会議は年に 5 回開いている。ボランティアに講座の担当をしていただき、担当職員と共に綿

密にメールでのやりとり及び講師の選定等を行っている。)

- ・講座ボランティアもわかりやすくカテゴリーごとに検討してもらい、検討中の講座のコラムなどを公民館だより等で発表し、頻繁に発行すれば皆さんに関心を持ってもらえるのではないだろうか。
- ・講座ボランティアの仕組みの見直しがこの課題に関係してくるだろう。

課題 2 「公民館利用団体の育成とサポート」について。

- ・今まで公運審が直接支援をしたことはない。何か例はあるか。
(公民館：平成 25 年度から利用者懇談会を始めた。利用者団体同士でのワークショップを行ったところ好評であった。そういったことが次につながるということについては確かな手ごたえを感じている。)
- ・委員と利用者団体の話し合いを行う場を設ければ利用者の声を反映できる。
(公民館：今後、公運審が利用者の声を肌で感じていただける場を作っていけたらと考えている。)
- ・団体の育成ということで、人数が少なく規模の小さな団体へ館や公運審から類似団体を紹介するといった支援をすれば団体の輪が広がる。
- ・館側で相談コーナーを開設し、指導できれば支援の 1 つになる。
(公民館：職員は利用者が困っていれば手助けしたいという姿勢でいるが、更にそういった努力をしていく必要がある)
- ・70 年代などは講座からの自主サークルの設立が盛んだったが、最近はどうか。
(公民館：市民講座の最終的な目的は自主サークルの設立であると認識している。平成 26 年度に萩山公民館で団体が 1 つ設立し、活動している。
今年度については写真講座の「写ラク」から団体が設立された。(公運審後)
他に、地区公民館でサークル団体の講師を招いて 4 講座を行っており、講座参加者がその後その団体に参加するという例等もあった。)
- ・ハード面に関しては問題も解決できている。利用者懇談会などでサポートを行い利用者団体の主体性・創造性を育成していけばよい。
- ・利用者懇談会で公運審と共に支援の方法を考えていく仕組みが必要だ。
- ・公民館を活性化するには、若い年代との連携という面で学校教育の施策とどのように連携していくか考えていかなくてはいけない。
- ・将来の利用者となる子どもたちに、補習をする場所を設けられたらいい。
(公民館：中央公民館の 2 階のフリースペースを夏休みの中高生の学習の場として使えるよう市報等でお知らせしたところ、夏休み前から高校生も来るようになった。年齢差のある方が使っていただくには公民館は最高の場所であるため、これからも子どもたちの居場所づくりに取り組んでいきたい。)
- ・フレッシュコンサートのような若手の発表の場を伝統的にやり、いろいろな方たちが

来られる開放型のものも考えていて素晴らしい。

課題 3 「市民文化の育成とより一層の発展を目指す取り組み」について。

・市民文化というと、カルチャーについては様々な団体があるが、そういった団体は市全体の文化だと思う。公運審・公民館がどのように連携を作っていくのかというのはこれからの事業運営としての課題だ。

・他市では公民館祭があるが、東村山は社会教育課が市民文化祭を行っており公民館は手持無沙汰に見える。公民館主催の行事が欲しい。

(公民館：公民館主催の行事がないことは課題の一つと捉えている。しかし、突然公民館祭を開催しても、伝統的なこともあるので、なかなか受け入れられるのは難しいと考える。)

・青少年の育成は、実際どこでやっているのか。

・男女共同参画や多文化共生に関しても公民館では何もやっていない。そういった縦割りの弊害がある。

・文化祭のレベルが高すぎて出品できないと聞く。市民文化という観点から考えると、様々なレベルの作品が共存できる場があればよいのでは。

・かめこの学級のブースを市民文化祭の中に設けてはどうか。

・毎年、障害者の方を対象にした成人式のような様々な行事を積極的にやっていただきたい。市民文化祭のブースは取り合いになることもあるので、別に展示会を設けてはどうか。そこにかめこの学級の制作物の展示はできないか。

(公民館：最近では学級生の体力低下が主な課題となっており、体を動かす授業等がメインになっている。作品制作はあまり行っていない)

・広い意味の文化だと思うのだが、今年の4月から障害者差別解消法が施行された。公民館では情報保障などをどこまでしてゆくのかまだはっきりしていない。経験を積み重ねながら合意を作っていくのだと思うが、「市民文化」ということで障害のある人への合理的配慮と絡み、何が文化なのかを考えた方がいい。

・東京都の規定では公民館主事というものがある。公民館主事というのは、公民館職員のベテランのことで、何をもちて公民館主事とするかは行政側で決めることができるそう。社会教育主事を配置するのは難しいとしても、公民館主事を配置することは発展につながるのでは。

・館長をはじめ、職員と公運審は対等であるべきだ。公民館職員としての経験を積んだスペシャリストが公民館主事になって、その経験からより発展的なアドバイスを利用者の方にもできたらよい。

・民間企業ではスペシャリストとゼネラリストとで分けて処遇も考えてある。皆がローテーションしていたら体質が弱ってしまう。

(公民館：他市では公民館に社会教育主事を配置したところもあり、2、30年と勤務を

していた方がいたが、ここ数年で最後の人が退職してしまった。公民館に力を入れていた時代が終わったのかなと感じることはある。）

・都公連でお話を聞いた際に、公民館の意義は「公民館で学習したことを引っ提げて地域へ飛び出していく市民を作ること」と言っていた事が強烈だった。公民館は、活動的・能動的な市民を作るところだと思う。

・課題3というのはそういったリーダーを公民館で育成するという事なのでは。そうでないと地域が発展しない。

【4】第19期の審議、検討に当たって

東村山市の「公民館」をより活発にしていくためには、今までの歴史の中で培ってきたことを大切にしながら、一步踏み出す必要があると考えます。

東村山市の公民館は、市民の皆さんの意見に耳を傾けながら、市民の皆さんと一緒に歩んできた歴史を大切にする必要があります。公民館開館当時「企画員制度」を採り入れ、市民講座等の活動を開催し、その講座参加者の皆さんでサークルを立ち上げてきたことは大変意義があることだと思います。その流れは、現在の「講座アンケート」「講座ボランティア」へと引き継がれてきています。また、青年障がい者学級「かめの子学級」も脈々と引き継がれています。ここは大切にしなければならない事だと認識しております。

一方、公民館の集会室等を利用する団体、サークルの多様化が見られます。35年前では想像できないようなサークルが活発に活動されています。また、少人数での利用を求める声、固定メンバーで活動したいとするサークルなど、いわゆる「社会教育法」の範疇では収めきれない実態もあります。

そこで、

1. 市民の文化的活動の拠点として、今まで培ってきた市民との協働のスタイルを継承する。
2. 多様化する市民ニーズにこたえるため、現在の公民館の位置づけを「市民の方が広く生涯学習活動の場」とすべく、「(仮称)生涯学習センター」へと発展させていく。
3. ホール施設や講座実施等の運営方法の改善。

の3点を審議の中心テーマとして、多くのご意見を頂きたいと考えております。